

サポートカー限定免許のご案内

◆サポートカー限定免許制度とは

令和4年5月13日の道路交通法改正により、運転免許にサポートカー限定の条件を付与することができるようになりました。

「サポートカー限定」免許は、運転に不安のあるドライバーに対し、免許証の自主返納以外の新たな選択肢として、衝突被害軽減ブレーキなどを備えたサポートカーに限り運転することができる普通免許です。

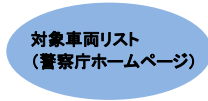
申請にあたり、年齢の制限はありません。

「サポートカー限定」条件を付与できる免許は、普通免許に限られます。

大型、中型（8t限定）免許や第二種免許等、普通免許の上位免許をお持ちの方は、申請による免許の一部取消しにより、普通免許を取得していただいた上で、「サポートカー限定」条件を付与することができます

詳細については、下の連絡先にお問い合わせください。

運転できる車両	次の安全運転支援装置が搭載された普通自動車（サポートカー）（※）のみ、運転することができます。 なお、後付けの装置については対象となりません。		
	① 衝突被害軽減ブレーキ（対車両、対歩行者） 車載レーダー等により前方の車両や歩行者を検知し、衝突の可能性がある場合には、運転者に対して警報し、さらに衝突の可能性がある場合には、自動でブレーキが作動する機能 ② ペダル踏み間違い時加速抑制装置 発進時やごく低速での走行時にブレーキペダルと間違えてアクセルペダルを踏み込んだ場合に、エンジン出力を抑える方法により、加速を抑制する機能 ※①の装置が道路運送車両の保安基準に適合するもの又は①及び②の装置（MT車は①の装置のみ）がそれぞれ国土交通大臣による性能認定を受けているものに限りです。		
免許更新や再交付の際に併せて条件を付与することもできます。 免許更新等以外で手続きされる方は、以下の時間にお越しください。			
受付日時・場所	総合交通安全センター	平日 (月～金)	午前10時～午前11時00分 午後 2時～午後 3時00分
	住所地の警察署	平日 (月～金)	午前9時～午後4時30分 ※但し、山形、上山、天童、寒河江、村山警察署を除く
手続きに必要なもの	・運転免許証 ・運転する「サポートカー」の機能がわかる車検証等 ・手数料 2,050円		



申請による一部取消し及び手数料が必要になる例

現在の運転免許	申請による一部取消等の必要	手数料
大型	大型取消、普通付与	必要
中型（条件：中型車は8tまでに限る）	中型取消、普通付与	必要
大型と中型（条件：中型車は8tまでに限る）	大型と中型取消、普通付与	必要
大型と普通	大型取消	不要
二種（大型、中型等を問わず）	二種取消、普通付与	必要 <small>（普通1種免許を有している場合は不要）</small>

〈連絡先〉山形県警察本部交通部運転免許課（総合交通安全センター）

天童市大字高揃1300 電話(023)655-2150